

令和 6 年 度  
定 期 監 査 報 告 書

秩 父 市 監 査 委 員

# 目 次

1	監査の対象及び監査期間	1
2	監査の方針	1
3	監査の方法	1
4	監査の結果	2
5	総括意見	2
各課等の状況		
	総合政策部	3
	総務部	4
	財務部	6
	市民部	9
	福祉部	12
	保健医療部	14
	環境部	16
	産業観光部	18
	農林部	20
	地域整備部	21
	会計課	23
	吉田総合支所	24
	大滝総合支所	25
	荒川総合支所	25
	市立病院	26
	大滝国民健康保険診療所	27
	教育委員会	27
	議会事務局	29
	監査事務局・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会	30
	農業委員会	30
	定期監査該当課所・日程表	32
	財政援助団体等監査	34
	工事監査	36
	◎資料	
	工事の技術調査報告書	

## 1 監査の対象及び監査期間

32、33 ページ参照

## 2 監査の方針

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、適正で、合理的かつ効率的に行われているかに留意した。

### ※ 自治法第2条第14項

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

### ※ 自治法第2条第15項

「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」

## 3 監査の方法

あらかじめ監査資料・共通質問の提出を求め、各課等の全体を代表するような一部分や重要な部分を抜き取り分析する等の書類監査を行った。財務書類等の照合、確認等を行うとともに、事務の執行及び事業の管理の状況等について、各担当者に質問し、説明聴取を行った。なお、主要事項については現地において実地監査を行った。

### ※ 各課等に対し事前に提出を求めた資料

- ① 資料1 事務分担表
- ② 資料2 令和6年度における主要な事務事業の計画、実施状況及び課題
- ③ 資料3 令和6年度歳入予算執行状況表、歳出予算執行状況表
- ④ 資料4① 令和6年度工事請負費執行状況（1件50万円以上）
- ⑤ 資料4② 令和5年度工事請負費執行状況（1件50万円以上・契約課案件以外）
- ⑥ 資料5① 令和6年度工事請負費に係る委託料の契約に関する調べ（1件50万円以上・契約課案件以外）
- ⑦ 資料5② 令和5年度工事請負費に係る委託料の契約に関する調べ（1件50万円以上・契約課案件以外）
- ⑧ 資料5③ 令和6年度委託料（工事請負費に係る委託料以外）の契約に関する調べ（1件50万円以上）
- ⑨ 資料5④ 令和5年度委託料（工事請負費に係る委託料以外）の契約に関する調べ（1件100万円以上1,000万円未満）
- ⑩ 資料6① 令和6年度補助金等（財政的援助団体）交付状況（1件50万円以上）
- ⑪ 資料6② 令和6年度財政的援助団体概況書（1事業年度50万円以上）

- ⑫ 資料 6③ 令和 5 年度補助金等（財政的援助団体）交付状況（1 件 100 万円以上 500 万円未満）
- ⑬ 資料 6④ 令和 5 年度財政援助団体概況書（1 事業年度 100 万円以上 500 万円未満）
- ⑭ 資料 7 令和 6 年度貸付金、出資金及び基金等の状況
- ⑮ 資料 8 前回の監査における指摘事項の措置状況

※ 各課等に対し事前に回答を求めた共通質問事項

- ① 当課の重要・重点事業や、課の目標・方針
- ② 当課に対する苦情・照会の有無、有りの場合はその内容や担当課の対応
- ③ 国、埼玉県等の監査・検査の有無・予定、既に終了している場合はその結果
- ④ 当課で扱う現金の内容
- ⑤ 歳入の徴収又は収納を私人に委託している場合は、契約書及び告示書の写しの提出
- ⑥ 収入未済額の解消に向けた取組
- ⑦ 今年度購入した備品の一覧
- ⑧ 請求書を受理した日から 30 日（工事代金にあつては 40 日）を超えた支払の有無
- ⑨ 会計年度任用職員の出納事務に係る当課の管理点検方法
- ⑩ 当課で協議会や実行委員会等の経理を行っている場合、その通帳の写しの提出
- ⑪ 令和 6 年度事業において、歳入確保や歳出削減を図って改善できた事務事業

#### 4 監査の結果

各課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、関係法令及び条例、規則等に基づいて、おおむね良好に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査（ヒアリング）執行の際、口頭で述べたとおりである。

#### 5 総括意見

定期監査は、自治法第 199 条第 4 項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するもので、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、市の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計・施工等が適正に行われているか、また、建物等の維持管理は良好であるかがその主眼である。

令和 6 年度においても、各課等の基本事業の主要な事業、重要な事務事業を分析する等、書類監査を行うとともに、「公金等の管理」「収入未済額の解消に向けた取組」「支払遅延の有無」「歳入確保や歳出削減への取組」等を重点監査項目とし、各部各課等を前期・後期に分け、定期監査を実施し適正指導を行ったところである。

以下ここでは、重点監査項目として実施した事項及び複数の課等に共通するいくつかの指摘すべき事項等について述べることにする。

公金等の管理は適正に処理されていた。今後も引き続き適正な処理をしていただきたい。また、未収金への対策についても、臨宅徴収や架電催告等を実施しており、継続に努めていただきたい。また、手数料や納税については、クレジット決済やスマートフォン決済が可能となるなど、市民の利便性が向上し納付しやすい環境を整えている。引き続き収納率向上に取り組んでいただきたい。支払事務については、概ね迅速に処理されていたが、一部で遅れた事案も見受けられたことから、事務処理の迅速化に努めていただきたい。

昨今の人件費の上昇や急激な物価高騰等により、今後各事業費の上昇が予想される。職員には引き続き歳入確保や歳出削減の取組が求められる。職員一人ひとりが効率的で健全な行財政運営に努め、引き続き財政健全化を推進されることを期待する。

以降に、各課等に対する個別意見を述べることにする。

## 【総合政策部】

### 1 総合政策課

#### (1) 組織及び分掌事務について

総合政策課は、課長以下9人（うち1人は移住相談センター兼職、1人は新エネルギー担当兼職、1人は豊島区へ派遣）、会計年度任用職員8人（うち地域おこし協力隊員6人、調整給付担当2人）が配置されている。

分掌事務は、地域政策推進事業に関する事、ちちぶ定住自立圏推進事業に関する事、地方創生推進事業に関する事、移住政策推進事業に関する事、新エネルギー事業に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

定住自立圏事業では、共生ビジョンに基づき様々な分野における行政サービスの向上・秩父地域の活性化に取り組んでいる。高校魅力化事業では、秩父高等学校に高校魅力化コーディネーターを配置し、入学希望者を増やすとともに在校生の地域に対する愛着を高める活動を行っている。また、移住相談センターが主体となり若者を中心とした幅広い年代の移住促進を図っているほか、消滅可能性都市に分類されたことを受け、女性職員によるプロジェクトチームで人口減少対策を検討している。

### 2 改革推進課

#### (1) 組織及び分掌事務について

改革推進課は、課長以下4人が配置されている。

分掌事務は、改革推進事務に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市長マニフェストの進捗管理、スマホ教室・スマホなんでも相談会の開催、シニア世代スマホ購入応援補助金の支給を行っている。そのほか、秩父市DX推進計画に基づく窓口

改革やキャッシュレス決済、LINE を活用した会議室やスポーツ施設の予約についても準備を進めるなど、市民の利便性向上を図る取組を推進している。

### 3 秘書課

#### (1) 組織及び分掌事務について

秘書課は、課長以下6人（うち1人は管財課兼務）が配置されている。

分掌事務は、儀式及び表彰事業に関する事、秘書渉外事務に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市長・副市長の日程調整を行うほか、関係諸団体との連絡調整を行っている。叙勲等内申事務では、叙勲を受けるに相応しい方々を潜在候補者として名簿管理し、適切なタイミングで内申できるようにしている。また、秩父市表彰規則に基づき、自治、消防、教育文化、福祉、環境衛生、産業観光等の各分野において市政伸展に多大な貢献をされた方々や市民の模範となる善行者等に対し、市政功労者表彰を行っている。

### 4 広報広聴課

#### (1) 組織及び分掌事務について

広報広聴課は、課長以下4人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、広報事業に関する事、広聴事業に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度から、毎週金曜日に公式LINEで市政情報の配信を開始し、市民の利便性向上を図っている。5月には「ポテくまくん」の妹として「ふめるちゃん」を誕生させ、市の魅力発信につなげている。また、市報やホームページ、各種SNSを活用し市政情報を広く素早く発信しているほか、インターネットテレビ「秩父おもてなしTV」やコミュニティラジオ「ちちぶエフエム」を活用して、情報発信している。このほか、町会を対象とした「ふれあい懇談会」や「高校生との意見交換会」を開催し、市民の声が届く市政を推進している。

## 【総務部】

### 1 総務課

#### (1) 組織及び分掌事務について

総務課は、課長以下5人が配置されている。

分掌事務は、総務事務に関する事、文書法制事務に関する事、人権推進事業に関する事、町会・コミュニティ事業に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市議会に提出する議案の作成や、町会との連絡調整、人権施策の推進などを行っている。行政と町会、町会相互の良好な関係づくりや協働体制の構築促進を図っている。まちづくり交付金等の充実などにより、全町会が順調に運営できるよう支援を行っている。

## 2 人 事 課

### (1) 組織及び分掌事務について

人事課は、課長以下7人（うち1人は埼玉県企画財政部市町村課へ派遣）が配置されている。

分掌事務は、職員適正人員管理事務に関する事、職員能力開発事業に関する事、給与支給事務に関する事、勤務環境整備事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、10月1日付けの職員採用試験を実施し、民間企業などでの多彩な経験や高度な専門性を持つ人材を誘致することで、予期せぬ欠員の補充を行った。また、育児や介護の理由によりやむを得ず退職した常勤職員を対象とし、退職後5年以内に限り、選考による再採用を可能とする退職者再採用制度を新設した。さらに、職務に係る倫理を保持するため、職員倫理規程を制定したほか、専門的知識や能力の向上、新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応できる職員育成のための各種研修を実施している。メンタルヘルスに係る研修や情報提供、啓発活動も実施し、メンタルヘルス不調の未然防止を図っている。

## 3 危機管理課

### (1) 組織及び分掌事務について

危機管理課は、課長以下8人、会計年度任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、常備消防維持事業に関する事、消防団運営事業に関する事、消防施設維持管理事業に関する事、災害・危機対応事業に関する事、防災活動支援事業に関する事、防災情報伝達事業に関する事、地域防犯対策事業に関する事、セーフコミュニティ推進事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

万一の災害に対応するため、計画的な物資の備蓄・マニュアル整備を行い、全庁で対応できる体制を整えている。また、これまでに空き家解体補助金制度や、家庭用防犯カメラ設置費補助金制度を創設し、安心安全なまちづくりを推進している。秩父市消防団活動事業では、令和5年度に出動報酬制度を新設し団員の待遇向上を図ったところであるが、今年度は火災現場等での安全確保のための保護めがねを全団員に配備した。多くの組織や団体と連携し、セーフコミュニティに取り組むことで安全なまちづくりを推進している。

#### 4 情報政策課

(1) 組織及び分掌事務について

情報政策課は、課長以下6人が配置されている。

分掌事務は、情報システム事業に関すること、情報格差是正事業に関すること、統計事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、各業務と標準仕様との差を把握するFit&Gap作業や、保有データの標準化変換、検証作業を行うなど、標準化に向けて各課との情報共有、連携に努めている。統計事務においては、5年に一度行われる農林業センサスを実施している。

#### 5 工事検査課

(1) 組織及び分掌事務について

工事検査課は、課長以下5人（うち1人は下水道課兼職、1人は道づくり課兼職、1人は建築住宅課兼職）が配置されている。

分掌事務は、工事検査事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

検査事務においては、完成した工事等の目的物が、契約図書に定められた出来形や品質の確保等がされているかの確認検査を行っている。また、検査を通じて工事に関する技術水準の向上や、地元工事施工者の育成も図っている。契約の適正な履行及び公共工事の品質確保、現場の適正な施工体制を確保するため、外部講師による職員技術研修会を実施している。

### 【財 務 部】

#### 1 財 政 課

(1) 組織及び分掌事務について

財政課は、課長以下6人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、財政運営事務に関すること、ふるさと納税事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

歳入に見合った適正な財政規模となるよう、歳出の圧縮と財源確保に取り組んでいる。中期財政計画を踏まえて各担当課からの予算要求を査定し、適正な予算を編成するとともに、適切な予算執行に努めるよう管理している。また、財政健全化計画を着実に実行していくため、庁内全体をフォローアップし、健全な市財政を堅持している。



## 2 FM推進課

### (1) 組織及び分掌事務について

FM推進課は、課長以下3人が配置されている。

分掌事務は、公共インフラ資産等マネジメント事業に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、令和5年1月に市が取得した秩父市地場産業センターの保全計画並びに令和6年3月に改定された市営住宅等長寿命化計画の内容を反映させるため、公共施設等総合管理計画の下位計画である個別施設計画について、一部改訂を行った。令和7年度で公共施設等総合管理計画の10年間の計画期間並びに個別施設計画の5年間の実施期間が終了するため、昨年度に行った施設ヒアリングや、毎年実施している各施設の運営費・利用状況調査の結果等に基づき、両計画改訂の準備を進めている。

## 3 管財課

### (1) 組織及び分掌事務について

管財課は、課長以下8人が配置されている。

分掌事務は、財産管理事業に関すること、本庁舎管理事業に関すること、公用車管理事業に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

財産管理事業では、市所有の未利用土地及び貸付地等の売却並びに所管財産の維持管理を行っている。今年度は、日野田町地内の未利用土地を売却し収入の確保を図った。本庁舎等維持管理事業では、市役所本庁舎、歴史文化伝承館、秩父宮記念市民会館等の維持管理を行っている。公用車管理事業では、公用車の適正管理を行っているほか、交通安全講習会を実施するなど、職員の交通事故防止に対する意識向上を図っている。

## 4 市民税課

### (1) 組織及び分掌事務について

市民税課は、課長以下10人配置されている。

分掌事務は、市民税等賦課事務に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

課税の公平性を保持するため、未申告者の呼び出しや法定調書等の課税資料による課税を行っている。今年度は9月から所得課税証明書のコンビニ交付を開始し、市民の利便性向上を図った。軽自動車税の障がい者減免については、変更がない場合の継続申請書の提出を不要とし、納税者の利便性を考慮した取組を行っている。

## 5 資産税課

### (1) 組織及び分掌事務について

資産税課は、課長以下9人が配置されている。

分掌事務は、固定資産税等賦課事務に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は3年に一度の評価替えの年にあたり、土地、家屋ともに評価の見直しを行った。土地については、現地調査を徹底し使用状況に応じた課税に努めている。家屋については、新築、増築、滅失について、登記情報のほか航空写真データ等を活用して現地を確認し、課税漏れのないように努めている。償却資産についても未申告者の把握に努め、適正な課税処理を行うよう努めている。

## 6 納税課

### (1) 組織及び分掌事務について

納税課は、課長以下10人、会計年度任用職員3人が配置されている。

分掌事務は、市税等収納事務に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

徴収対策会議を随時開催し、情報共有や検討を行うなど収納率向上のために努力している。自動音声による電話催告を行っており、より効率的・集中的な架電催告を実施している。令和5年度から納付書にeL-QRコード・納付書番号を印刷し、納付方法を増やしたほか、預貯金等電子化照会サービスを利用し、差押えや執行停止などに速やかに着手している。また、ホームページや市報、ちちぶFM、本庁舎玄関のデジタルサイネージ、LINEで納期のお知らせを行うことで、納期内納付の促進と納め忘れ対策を行っている。

## 7 契約課

### (1) 組織及び分掌事務について

契約課は、課長以下6人が配置されている。

分掌事務は、契約事務に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

公平で公正な入札・契約業務の実施に努めるとともに、地元企業育成のため、可能な限り市内業者を優先して発注し、受注機会の向上を図っている。

## 【市民部】

### 1 市民課

#### (1) 組織及び分掌事務について

市民課は、課長以下 15 人（パスポートセンター兼職・兼務）、会計年度任用職員 11 人（パスポートセンター兼務）が配置されている。

分掌事務は、戸籍住民基本台帳等事務に関することである。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

戸籍や住民基本台帳の適正な管理を行うための各種事務を処理するとともに、各種証明書や個人番号カードの交付等を行っている。令和 6 年 3 月から戸籍証明書等の広域交付が始まり、本籍地以外の市区町村窓口で戸籍証明書等を請求できるようになった。個人番号カードを活用した、住民票の写し及び印鑑証明書のコンビニ交付も行っている。最終日曜窓口、平日夜間窓口及び休日等の戸籍の届書預かり等も実施しており、市民サービスの向上を図っている。

### 2 パスポートセンター

#### (1) 組織及び分掌事務について

パスポートセンターは、所長以下 15 人（市民課兼職・兼務）、会計年度任用職員 13 人（市民課兼務）が配置されている。

分掌事務は、旅券事務に関することである。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

秩父地区 1 市 4 町の住民からの一般旅券の申請書審査・受理及び交付を行っている。外部研修や職場研修等により、多くの職員が旅券の発給業務に携わることで、待ち時間の短縮に努めている。

### 3 市民生活課

#### (1) 組織及び分掌事務について

市民生活課は、課長以下 6 人（うち 3 人は消費生活センター兼職・兼務）、会計年度任用職員 5 人が配置されている。

分掌事務は、地域公共交通網活性化事業に関すること、各種相談事業に関すること、交通安全推進事業に関すること、男女共同参画推進事業に関すること、姉妹都市・友好都市交流事業に関することである。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

法律相談などの各種相談窓口を開設し、市民の悩みや問題解決の一助となっている。地域公共交通網活性化事業では、秩父市地域公共交通計画に基づき、市民の生活の足の確保

や、公共交通空白地帯の解消を図るための事業を進めている。また、鉄道・路線バス通学定期券の購入費補助事業を実施するほか、定住自立圏事業として運転免許証自主返納者に公共交通機関利用券を交付している。交通安全推進事業では、通勤通学時の立哨指導や、幼児や小学生、高齢者を対象とした交通安全教室の開催により、交通安全意識の高揚を図っている。

#### 4 消費生活センター

##### (1) 組織及び分掌事務について

消費生活センターは、所長以下3人（市民生活課兼職・兼務）、会計年度任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、消費者行政事業に関することである。

##### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

消費生活相談員を配置し相談に応じるほか、消費者教育として出前講座及び市報やホームページによる啓発を行っている。

#### 5 市民スポーツ課

##### (1) 組織及び分掌事務について

市民スポーツ課は、課長以下5人が配置されている。

分掌事務は、スポーツ振興事業に関すること、スポーツ推進事業に関すること、スポーツ大会開催事業に関すること、体育施設管理運営事業に関すること、体育施設整備事業に関することである。

##### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市民の健康増進やスポーツの振興を図るため、ロードレース大会やスキルアップ事業、ペタンク大会などの開催のほか、各種スポーツ教室を実施している。施設の管理整備については、安心安全で快適に利用できるよう緊急性や危険性を考慮し、限られた財源の効率的な配分に努めている。今年度は、影森グラウンドの人工芝化工事が完了したほか、照明の新設・改良工事も行った。さらに、利用者や住民の意見を反映したグラウンドの活用や本格的な改修に向け、基本計画策定業務委託を実施している。

#### 6 生涯学習課（歴史文化伝承館・中央公民館）

##### (1) 組織及び分掌事務について

生涯学習課は、課長以下4人、会計年度任用職員3人が配置されている。また、尾田蒔公民館には3人（うち会計年度任用職員2人）、原谷公民館には4人（うち会計年度任用職員3人）、久那公民館には3人（うち会計年度任用職員2人）、高篠公民館には3人（うち会計年度任用職員2人）、大田公民館には3人（うち会計年度任用職員2人）、影

森公民館には3人（うち会計年度任用職員2人）、浦山公民館には生涯学習課と兼務の会計年度任用職員1人、吉田公民館には会計年度任用職員3人、大滝公民館には会計年度任用職員2人、荒川公民館には会計年度任用職員3人が配置されている。また、各地区公民館には非常勤の館長を任命している。

分掌事務は、生涯学習推進事業に関する事、青少年育成事業に関する事、芸術文化創造事業に関する事、秩父市歴史文化伝承館の運営及び管理に関する事、秩父市中央公民館の運営及び管理に関する事、地区館の運営及び管理に関する事である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

主催行事及び講座・クラブ、その他の利用者が、安全に利用してもらうことを目標としており、施設利用後における清掃の協力や、部屋ごとの定員遵守を働きかけている。魅力ある講座等の開催により地域の人々が集い、学び、つなぐ場を創出している。老朽化が進んでいる公民館の管理においては、限られた予算のなかで利用者の安全を最優先に考えた対策を行っている。

## 7 秩父宮記念市民会館

(1) 組織及び分掌事務について

秩父宮記念市民会館は、館長以下4人、会計年度任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、秩父宮記念市民会館の運営及び管理に関する事である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

常に最適な状態で市民会館が利用できるよう施設管理を行うとともに、市民会館の基本方針である「つながる・はぐくむ・とどける」を念頭に、今年度も歌舞伎、音楽、落語、演劇など、多彩なジャンルの公演を行った。また、小中高校生や大人を対象としたワークショップや、市民会館外で芸術普及活動を行うアウトリーチも実施している。質の高い公演を鑑賞する機会の提供と芸術文化の普及、次世代を担う人材育成を目的とし、市民が気軽に参加できる事業を実施している。

## 8 秩父図書館・吉田分館・大滝分館・荒川図書館

(1) 組織及び分掌事務について

秩父図書館は、館長以下7人（うち1人は荒川図書館兼職）、会計年度任用職員12人が配置されている。また、吉田分館は、1人（吉田総合支所市民福祉課兼職）、会計年度任用職員3人、大滝分館は、1人（大滝総合支所市民福祉課兼職）、荒川図書館は、館長以下4人（うち1人は秩父図書館兼職、1人は荒川総合支所市民福祉課兼職）が配置されている。

分掌事務は、秩父市立図書館の運営及び管理に関する事、秩父市立図書館分館の運営及び管理に関する事である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市民の生涯学習活動を支援し、多様化・高度化する利用者のニーズに応えるため、蔵書資料の整備及び新規資料の充実を図り、読書の機会を提供している。市民の利便性と利用率の向上を図り、清潔で安全な図書館施設の維持管理を行っている。また、図書館ボランティアを育成し、読書推進に努めている。今年度は、秩父図書館 2 階の視聴覚室・講座室 1・2 空調機設置工事を予定している。市民に親しまれ、安全で安心して利用できる図書館を目指した取組を行っている。

## 【福 社 部】

### 1 社会福祉課

(1) 組織及び分掌事務について

社会福祉課は、課長以下 13 人（うち 8 人は生活保護を担当する査察指導員とケースワーカー）、会計年度任用職員 4 人（うち 1 人は中国残留邦人等支援相談員、1 人は生活保護就労支援員、1 人は生活困窮者自立支援相談支援兼就労支援員、1 人は福祉女性会館清掃員）が配置されている。

分掌事務は、社会福祉推進事業に関する事、民生委員活動事業に関する事、特定中国残留邦人等支援給付事業に関する事、災害援護事業に関する事、生活困窮者支援事業に関する事である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、ひきこもり状態にある方に対して相談支援等を行う「秩父地域居場所づくりサポートセンター」運營業務委託を開始した。生活困窮者自立支援事業では、今年度も物価高騰による負担増を踏まえ「物価高騰対応給付金」を交付した。生活保護については、訪問等により受給者の生活実態を把握し、必要な支援を調整しているほか、就労支援相談員やハローワークと連携し自立の助長を図っている。

### 2 障がい者福祉課

(1) 組織及び分掌事務について

障がい者福祉課は、課長以下 10 人、会計年度任用職員 2 人が配置されている。

分掌事務は、障がい者生活福祉手当等給付事業に関する事、障がい者生活支援事業に関する事、障がい者相談援助事業に関する事、障がい者自立支援事業に関する事である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、手話通訳者の前段階となる手話奉仕員を養成するための「手話奉仕員養成研修事業」を実施し、手話通訳者派遣事業の実施に向けた人材育成に取り組んでいる。また、

障害児（者）の日中活動の場所を確保するとともに、その家族の就労支援や介護負担の軽減を図るため、在宅の重度心身障害児の受入れを行った事業者に助成を行う、レスパイトケア事業を引き続き行っている。

### 3 高齢者介護課

#### (1) 組織及び分掌事務について

高齢者介護課は、課長以下 11 人、会計年度任用職員 7 人が配置されている。

分掌事務は、介護保険給付事業に関する事、介護保険地域支援事業に関する事、地域高齢者福祉推進事業に関する事、高齢者生きがいづくり推進事業に関する事、高齢者生活支援ハウス運営事業に関する事、高齢者保護措置事業に関する事、高齢者在宅サービス事業に関する事、長寿者祝及び敬老事業に関する事、介護保険施設運営事業に関する事、高齢者憩いの家の運営及び管理に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の着実な取組を推進している。また、在宅医療・介護・予防等が地域で包括的に提供される「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を支える各種ケア会議を通じ、地域の課題解決等を目指している。さらに、独居高齢者の見守りや医療・介護の連携強化、生活支援体制の整備を進め、高齢者が安心して生活できるまちづくりを推進している。

### 4 子育て支援課

#### (1) 組織及び分掌事務について

子育て支援課は、課長以下 6 人、会計年度任用職員 16 人（うち家庭児童相談員 2 人、中村児童館・下郷児童館に勤務する児童厚生員等 10 人、子育て支援員 3 人、利用者支援専門員 1 人）が配置されている。市立の児童館は 2 箇所である。

分掌事務は、ひとり親家庭支援事業に関する事、家庭児童相談事業に関する事、子育て環境支援事業に関する事、児童館事業に関する事、秩父市児童館の運営及び管理に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」（保健センター内）と児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置意義や機能を維持しつつ、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置した。こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談受付、調査、訪問等を実施しているほか、既存の地域資源を利活用し、必要なサービスにつなげるなど、関係機関と連携した取組を行っている。

## 5 秩父地域包括支援センター

### (1) 組織及び分掌事務について

秩父地域包括支援センターは、所長以下 12 人（うち 1 人は派遣職員）、会計年度任用職員 2 人が配置されている。また、吉田地域包括支援センターに 2 人（うち 1 人は吉田保健センター兼務）、大滝・荒川地域包括支援センターに 2 人配置されている。

分掌事務は、介護予防ケアマネジメント事業に関する事、一般介護予防事業に関する事、包括的・継続的ケアマネジメント事業に関する事、認知症総合支援事業に関する事、成年後見推進事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

高齢化、過疎化及び核家族化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられるよう、出前講座の実施により、介護予防の普及啓発に努めている。住民主体による「秩父ポテくまくん健康体操」で筋力アップを図り、「地域サロン活動事業」で閉じこもり予防を推進している。「認知症初期集中支援事業」や「認知症サポーター養成講座」、「認知症カフェ」等を継続的に実施しているほか、「成年後見制度の中核機関」の運営業務委託を実施している。

## 6 保育こども課

### (1) 組織及び分掌事務について

保育こども課は、課長以下 13 人、会計年度任用職員 3 人が配置されている。また、公立保育所及びこども園には、所長 5 人を含め保育士 62 人、給食員 2 人、事務職 2 人、会計年度任用職員 90 人が配置されている。

分掌事務は、児童扶養手当給付事業に関する事、児童福祉医療費給付事業に関する事、保育所事業に関する事、保育促進事業に関する事、児童手当給付事業に関する事、秩父市立保育所の運営及び管理に関する事、秩父市幼保連携型認定こども園の運営及び管理に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

令和 6 年 10 月から児童手当の制度が大幅に拡大されたため、新たな受給者への対応を行い、適正な給付に努めている。また、民間保育所等に対する「使用済紙おむつ処理支援事業費補助金」も継続して行っている。そのほか、今年度は日野田保育所の大規模改修工事を実施し、安全・安心な保育の場を提供できるよう努めている。出産祝い金事業については事業を拡大してから 3 年目を迎え、最長 5 年間の継続給付を行っている。

## 【保健医療部】

### 1 地域医療対策課

#### (1) 組織及び分掌事務について



地域医療対策課は、課長以下 3 人が配置されている。

分掌事務は、地域医療対策事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

ちちぶ定住自立圏構想により設置された「ちちぶ医療協議会」の事務局を担い、専門家の指導や助言を受けながら、秩父地域の医療体制の維持や連携強化を図っている。秩父地域で 1 診療所のみとなった産科医療機関の支援や、医療スタッフの確保に向けた支援事業を実施している。今年度は、二次救急医療体制の維持のため救急医療支援事業補助金の拡充を行った。

## 2 保険年金課

(1) 組織及び分掌事務について

保険年金課は、課長以下 15 人、会計年度任用職員 4 人が配置されている。

分掌事務は、国民健康保険事業に関すること、後期高齢者医療事業に関すること、国民年金事務に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

窓口サービスを向上させるべく、親切に的確に素早く対応し、お客様を待たせないことに全員で取り組んでいる。40 歳以上の被保険者を対象とした、特定健康診査等の受診率向上を重点目標として、集団健診と個別健診の実施、診療情報の提供、人間ドック受診費用助成の 3 事業を継続的に実施している。新型コロナウイルス感染症により休止していた後期高齢者の集団検診を今年度から再開している。高齢者に対しては、フレイル予防に着目した保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげている。

## 3 保健センター

(1) 組織及び分掌事務について

秩父保健センターは、所長以下 20 人、会計年度任用職員 2 人が配置されている。吉田保健センターに 2 人（うち 1 人は吉田地域包括支援センター兼務）、大滝保健センターに 2 人（うち 1 人は大滝総合支所市民福祉課兼職）、荒川保健センターに 2 人（うち 1 人は大滝保健センター兼職）が配置されている。

分掌事務は、健康増進事業に関すること、健康づくり啓発事業に関すること、予防接種事業に関すること、母子保健事業に関すること、疾病予防事業に関すること、保健センター事務事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

母子保健事業において、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充

実に向けて、乳幼児健康診査、教室相談事業、家庭訪問など、「秩父版ネウボラ」事業を展開している。今年度から、妊産婦や子育て家庭に対して一体的な支援を行う、「こども家庭センター」の母子保健部門としての役割を担っており、児童福祉部門の子育て支援課と月1回の合同会議に参加し、支援方針の検討や決定を行っている。健康増進事業では、令和5年度に策定した、秩父市健康づくり計画「健康ちちぶ21（第3次）」に基づき、健康長寿の延伸と医療費抑制を図るための各種事業を実施している。市独自の健康管理アプリ「ちちぶ健康アプリ」を新たに導入し、7月から配信した。子育て・働き世代といった新たな対象者の獲得につなげるなど、市民の自発的な健康づくりを推進している。

#### 4 市立病院建設準備室

##### (1) 組織及び分掌事務について

市立病院建設準備室は、準備室長以下7人（うち5人は兼職・兼務）が配置されている。分掌事務は、市立病院建設準備事業に関することである。

##### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市立病院建設の基盤となる基本構想の策定に向け、市の附属機関として秩父市立病院建設計画策定委員会を設置し、学識経験者や医療従事者を交えた検討をしている。また、医療従事団体や関連機関等と協議、調整、調査を行い、病院建設だけでなく市立病院の将来の在り方等も含めた協議を行っている。さらに、関係部課との情報共有や課題検証を行うため庁内連携会議を設置したほか、豊富な専門知識を有するコンサルタント業者とも協力している。委員会、庁内連携会議、コンサルタント業者等と連携して基本構想の策定に向けた取組を行っている。

### 【環境部】

#### 1 環境課

##### (1) 組織及び分掌事務について

環境課は、課長以下4人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、環境活動推進事業に関すること、地球温暖化対策推進事業に関すること、再生可能エネルギー推進事業に関することである。

##### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

「花いっぱい推進協議会」に加入している町会に対して年2回、花苗を配布し植栽していただくことで、コミュニティづくりの積極的な展開を図っている。また、小学校に出向きオリジナルの環境学習プログラムを実施している。地球温暖化対策については、省エネ性能の高い冷蔵庫への買い替えに対して、省エネ家電買い替え助成金を交付している。今年度は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の採択を受け、再エネ設備（太陽光・蓄電池）及び省エネ設備（LED照明）を設置した個人や事業

者に対する補助金を交付するほか、市公共施設の再エネ設備（太陽光）設置を推進している。令和5年度に太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定める「秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定し、災害の発生を防止するとともに、自然環境、生活環境及び景観の保全を図っている。

## 2 生活衛生課

### (1) 組織及び分掌事務について

生活衛生課は、課長以下6人が配置されている。

分掌事務は、廃棄物処理適正化対策事業に関する事、衛生対策事業に関する事、公衆トイレ維持管理事業に関する事、火葬場・墓地関連事業に関する事、自然保護対策事業に関する事、生活環境対策事業に関する事、産業廃棄物・土砂等堆積対策事業に関する事、ごみ分別収集関連事業に関する事、し尿処理関連事業に関する事、上水道関連事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

日常の市民生活と密接に関係する、ごみ・衛生・公害・土砂堆積・環境保全等の幅広い業務を行っている。特に不正な土砂等の堆積防止・抑止、ごみの不法投棄の防止及びスズメバチ駆除費補助金の活用注力している。現場主義を基本とし、寄せられる様々な要望や相談に対して、迅速・丁寧な対応を心掛け、市民の快適な生活環境維持に努めている。

## 3 下水道課

### (1) 組織及び分掌事務について

下水道課は、課長以下13人が配置されている。

分掌事務は、公共下水道事業に関する事、農業集落排水事業に関する事、浄化槽事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づく、効率的な維持管理や改築事業を進めている。農業集落排水事業では、令和2年度策定の最適整備構想に基づき、処理場の老朽化対策として更新工事の調査及び規模の適正化を計画的に進めている。戸別合併処理浄化槽事業では、令和3年4月1日付けで浄化槽処理促進区域を指定し、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めている。なお、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業については、今年度より特別会計から公営企業会計へ移行した。

## 4 下水道センター

### (1) 組織及び分掌事務について

下水道センターは、所長以下4人が配置されている。

分掌事務は、秩父市下水道センターの運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

安心で住みよい生活環境の実現を目標に、下水処理場、ポンプ施設等の維持管理に努めている。各施設の老朽化が進んでおり、ストックマネジメント計画に基づき、改築更新を進めている。機器の改築更新に合わせて、効率の良い修繕を実施している。

5 聖地公園管理事務所

(1) 組織及び分掌事務について

聖地公園管理事務所は、所長以下4人、会計年度任用職員7人が配置されている。

分掌事務は、秩父市聖地公園の運営及び管理に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

墓所及び聖霊殿、合葬墓を適切に管理し、清楚にして風格のある「心安らぐ」聖地公園の維持に努めている。安全対策の一環として擁壁補強工事を実施するにあたり、周辺墓所の移転が必要となるため、新芝墓所249基の整備を行っている。また、児童交通公園・聖地公園グラウンド等の利用促進を図っているほか、墓所管理料及びあんどん料について、コンビニ納付とスマートフォン決済に対応し、利便性の向上に努めている。

【産業観光部】

1 産業支援課

(1) 組織及び分掌事務について

産業支援課は、課長以下5人、会計年度任用職員3人が配置されている。

分掌事務は、雇用就労対策事業に関すること、勤労者福祉支援事業に関すること、産業支援事業に関すること、中心市街地活性化事業に関すること、伝統産業振興事業に関すること、創業支援事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、厚生労働省の委託事業である、地域雇用活性化推進事業の2年目を迎えており、持続可能な雇用の創出を目指しちちぶ雇用活性化協議会で各種セミナーやイベントを開催している。また、社会人から直接話を聞ける中学生向けのキャリア教育を新たに始めたほか、労働力確保のため中小企業等奨学金返還支援補助金制度も実施している。さらに、台湾で行われた「台湾旅行博（ITF2024）」に出展し、秩父の観光・物産をPRするなど、地場製品の海外販路拡大に向けた新たな手法を検討している。商店街整備補助金や空き店舗リノベーション補助金により、まちなかの賑わい創出に努めている。

## 2 先端技術推進課

### (1) 組織及び分掌事務について

先端技術推進課は、課長以下6人、会計年度任用職員2人が配置されている。

分掌事務は、先端産業・未来技術事業に関すること、企業誘致事業に関すること、企業支援事業に関すること、金融支援事業に関すること、工業団地に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

5カ年事業の5年目を迎えるSociety5.0事業により、ドローン配送や物流Maas、遠隔医療の社会実装を目指す取り組みを推進し、デジタル田園都市国家構想交付金により導入したデータ連携基盤システム活用事業を実施している。今年度は、市内企業が勉強会や情報交流会を通して理化学研究所（理研）並びに理研ベンチャー等の関係機関とマッチングする機会を創出することで、共同研究や共同開発成果の実装と事業化を図る仕組みを構築する「秩父理研バトンゾーン事業」を開始した。中小企業などを中心に地域の産業全体を活性化させることを目標としている。また国が進めるデジタルライフライン全国総合整備計画におけるドローン航路整備の先行地域に選定され、これを機に秩父市ドローン社会実装コンソーシアムを設立し官民連携により、ドローン等を活用した先端産業の育成や幅広い企業支援対策に取り組んでいるほか、企業誘致の専任担当を配置して、地域特性を活かした企業誘致にも力を入れている。

## 3 観光課

### (1) 組織及び分掌事務について

観光課は、課長以下8人（うち2人は秩父地域おもてなし観光公社へ派遣）、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、観光イベント開催事業に関すること、まつり開催事業に関すること、観光施設維持管理・整備事業に関すること、観光客誘客事業に関することである。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

秩父観光協会や秩父地域おもてなし観光公社、各鉄道会社と連携を図りながら誘客に努め、ホームページや秩父観光ナビ、SNS等を活用し、四季折々の情報発信を行っている。光で彩られた街を巡る「秩父夜街 彩（いろどり）さんぽ」は3年目を迎え、通年観光の促進とともに観光客の滞在時間延長、宿泊客の増加を図る取組となっている。また、今年度は産業支援課の販路拡大事業と連携し、台湾旅行博に初出展した。パンフレットの配布や各種SNSフォロワーの獲得を図り、インバウンド誘客の促進に努めた。

## 【農 林 部】

### 1 農業政策課

#### (1) 組織及び分掌事務について

農業政策課は、課長以下7人（うち1人は公設地方卸売市場場長兼職）、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、農業政策推進事業に関する事、農業経営支援事業に関する事、遊休農地対策事業に関する事、有害鳥獣対策事業に関する事、畜産業振興事業に関する事、土地改良事業に関する事、浦山地域農林水産業施設管理運営事業に関する事、農道用地取得事業に関する事、農道新設・改良事業に関する事、農道維持管理事業に関する事、秩父市公設地方卸売市場の運営及び管理に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

有機栽培実証圃に水稻、玉ねぎ、馬鈴薯を作付けし、現状分析を行うことで今後の支援策を検討している。さらに、秩父産農作物を学校給食に提供し、地産地消の推進と新たな販路開拓を図っている。新規導入作物等実証実験事業では、信州大学農学部が開発したいちごの苗について、秩父市の特産品になりうる可能性が見込まれたことから、市内いちご園にて実証栽培を行っている。有害鳥獣対策では、被害現場に適した防除対策の推進と加害獣の捕獲を強化し、地域住民が主体となり効果的な被害防除対策が実施できる体制づくりを推進している。

### 2 森づくり課

#### (1) 組織及び分掌事務について

森づくり課は、課長以下8人、会計年度任用職員4人が配置されている。

分掌事務は、市営林造林管理事業に関する事、林業振興活動支援事業に関する事、治山事業に関する事、森づくり事業に関する事、森林保全事業に関する事、森林環境譲与税運用事業に関する事、木材活用推進事業に関する事、森林管理道用地取得事業に関する事、森林管理道新設・改良事業に関する事、森林管理道維持管理事業に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市営林において作業路網の整備と搬出間伐を行い、森林整備を進めているほか、近年の異常気象により被災した山林の復旧工事を行っている。4名の地域おこし協力隊は市有林をフィールドに自伐型林業を実践し、地域の林業担い手としての起業や自立を目指している。また、今年度から満額交付となった森林環境譲与税を活用し、手入れの遅れている森林の整備や林業就業者対策、小学生等を対象とした森林環境教育、森林管理道の保全、林業事業体への補助事業等を実施している。

### 3 全国植樹祭準備室

#### (1) 組織及び分掌事務について

全国植樹祭準備室は、室長以下 5 人が配置されている。

分掌事務は、全国植樹祭に関することである。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

令和 7 年 5 月 25 日に秩父ミュージックパークを主会場として開催される「第 75 回全国植樹祭 埼玉 2025」に向け、主催者である埼玉県や公益社団法人国土緑化推進機構と連携しながら、あらゆる調整を行っている。今年度は、先催県の視察や秩父市版 1 年前イベントの開催をはじめ、ラッピングバスの作成・運行、PR 用街路灯フラッグを作成するなど普及啓発に努めている。秩父地域 1 市 4 町 1 村及び関係団体で組織する「第 75 回全国植樹祭推進協議会」の事務局業務を担い、秩父地域全体で開催機運を醸成するための事業を実施している。

## 【地域整備部】

### 1 道路管理課

#### (1) 組織及び分掌事務について

道路管理課は、課長以下 8 人が配置されている。

分掌事務は、道路等管理事業に関することである。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

道路法第 28 条の規程に基づく道路台帳整備を行うため、道路台帳システムの更新と道路管理資料の精度の向上、高度化を図っている。また、道路に関する相談や苦情も数多く寄せられているが、早急に現地の状況を確認し、適切な対応を行っている。道路の安全・安心を最優先に考え、業務を遂行している。

### 2 用地課

#### (1) 組織及び分掌事務について

用地課は、課長以下 5 人が配置されている。

分掌事務は、不用道路敷等処分事務に関する事、道路用地等取得事業に関する事、街路用地等取得事業に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、市道高篠 3・7 号線の道路改築工事において、土地評価業務及び物件調査積算業務が完了したため、地権者との交渉を行っている。地権者ごとに事情が異なるため、誠意をもって交渉にあたっている。計画した市道や都市計画道路の整備ができるよう、用地取得に向けた交渉を進めている。

### 3 道路維持課

#### (1) 組織及び分掌事務について

道路維持課は、課長以下 17 人（うち分室に 7 人、1 人は埼玉県へ派遣）が配置されている。

分掌事務は、道路維持事業に関すること、道路新設・改良事業に関すること（道づくり課が分掌するものを除く。）、橋りょう維持・新設改良事業に関すること（道づくり課が分掌するものを除く。）、河川維持・改修事業に関すること、防災対策事業に関すること、災害復旧事業に関することである。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市道等を安全・安心に通行できるよう、除草作業や通行に支障となる立ち木や枝の伐採、緊急舗装修繕工事、交通安全施設整備工事等を実施している。今年度は、幹線 10 号線他 5 路線の舗装工事、道路改築工事及び橋りょう点検、下川橋・三十槌橋の補修工事、大野原蓼沼水路他の整備工事等を行っている。町会からの要望や相談に対しては、関係者との現場立会により緊急性を検討し、工事を実施している。

### 4 道づくり課

#### (1) 組織及び分掌事務について

道づくり課は、課長以下 6 人が配置されている。

分掌事務は、道路新設・改良事業に関すること（道路維持課が分掌するものを除く。）、街路新設・改良事業に関すること、橋りょう新設・改良事業に関すること（道路維持課が分掌するものを除く。）である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

市民生活の利便性を高め、安全かつ快適な通行を確保するため、中央 642 号線・幹線 61 号線・荒川幹線 3 号線等、市全域で 17 路線の道路整備を実施している。

### 5 まちづくり公園課

#### (1) 組織及び分掌事務について

まちづくり公園課は、課長以下 10 人（うち羊山公園管理事務所に 4 人）が配置されている。

分掌事務は、都市計画事業に関すること、駅前広場管理事業に関すること、景観形成事業に関すること、都市公園運営事業に関すること、一般公園運営事業に関すること、芝桜の丘運営事業に関することである。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

都市計画法に基づく許認可や指導、建物の色の規制や屋外広告物の許可、都市公園及び



一般公園の運営管理等を行っている。今年度は、県による街路整備事業と併せて、「秩父市上町まちづくり景観形成重点地区計画」の策定業務委託を実施し、景観まちづくりを推進している。また、令和7年5月に実施される全国植樹祭の主会場となる秩父ミュージアムパークの駐車場改修、センターハウス塗装、ゲートハウス棟トイレ改修工事等を行っている。その他、老朽化する都市公園の計画的な維持管理の方針を定める「都市公園等施設長寿命化計画」の策定を進めているほか、一般公園も含め、利用者が安心して利用できるよう、遊具の定期的な点検を実施している。

## 6 建築住宅課

### (1) 組織及び分掌事務について

建築住宅課は、課長以下10人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、建築開発行政事務に関する事、市営住宅管理事業に関する事、営繕事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

建築基準法、都市計画法及び関連法規に基づいた各種事務を行い、安全で住み良い快適なまちづくりを推進している。昨年度、現在の社会情勢に即し、より適正に市営住宅の維持管理ができるよう、「秩父市市営住宅等長寿命化計画」を改定した。定めた適正戸数を目標に、老朽化し用途廃止が決定している住宅が空き家となり次第、解体撤去を進めている。営繕工事では、南小学校校舎大規模改造工事、日野田保育所大規模改修工事（再1）等の工事監理を行っている。設計業務委託では、原谷小学校校舎・体育館等大規模改造工事实施設計業務委託、尾田蒔中学校体育館大規模改造工事实施設計業務委託等の管理を行っている。

## 【会計課】

### 会計課

#### (1) 組織及び分掌事務について

会計課は、本庁に課長以下5人が配置されている。各総合支所に分室があり、各総合支所の市民福祉課職員が兼職・兼務している。

分掌事務は、会計処理事務に関する事である。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

現金及び有価証券の出納保管、支出負担行為及び支出命令に係る審査・確認、決算の調整を行っている。歳計現金や基金については、安全性を第一に考えた収入確保を行い、定期預金や国債等の運用を行っている。振込先を名寄せして支払う等、振込手数料の削減を図っている。

## 〔総合支所〕

総合支所は、市民福祉課、地域振興課の2課で組織されている。

2課の分掌事務は、次のとおりである。

### 1 市民福祉課

- ① 総合支所管理事業に関すること。
- ② 総合政策部、総務部、財務部、市民部、福祉部、保健医療部、選挙管理委員会及び教育委員会所管事務事業のうち、本庁及び総合支所間における協議の結果、総合支所で行うことが効果的かつ効率的であると判断した事務事業に関すること。
- ③ 所管施設管理事業に関すること。

### 2 地域振興課

- ① 環境部、産業観光部、農林部、地域整備部及び農業委員会所管事務事業のうち、本庁及び総合支所間における協議の結果、総合支所で行うことが効果的かつ効率的であると判断した事務事業に関すること。
- ② 所管施設管理事業に関すること。
- ③ 大滝地区地籍調査事業に関すること。(大滝総合支所地域振興課に限る。)
- ④ 三峰駐車場管理運営事業に関すること。(大滝総合支所地域振興課に限る。)

## 【吉田総合支所】

### 1 市民福祉課

#### (1) 組織について

市民福祉課は、課長以下11人、会計年度任用職員3人が配置されている。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

AIによる運行が始まった吉田・大田地区乗合タクシー運行事業や、タイ王国ヤソトン市との国際交流事業、集落活性化対策事業等を実施している。シェーン吉田の会の花の苗作りをはじめとし、住民と身近に接する中で信頼関係を築き、協働によるまちづくりと吉田地域の特色を生かした地域づくりを推進している。

### 2 地域振興課

#### (1) 組織について

地域振興課は、課長以下6人、会計年度任用職員1人が配置されている。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

農地の環境保全維持対策として、3地区の多面的機能発揮促進事業を実施しているほか、6地区の中山間地域等直接支払事業を実施している。指定管理者制度により、龍勢会館など6施設の観光施設の整備・維持管理を行っている。また、吉田よいとこ祭を5年ぶりに通

常規模で開催し好評を得た。その他、28路線の森林管理道及び8箇所147戸の市営住宅、4地区の農業集落排水施設の維持管理を行っている。

## 【大滝総合支所】

### 1 市民福祉課

#### (1) 組織について

市民福祉課は、課長以下7人（うち1人は教育総務課併任）が配置されている。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度は、老朽化が激しい「旧小倉沢小中学校校舎」解体工事を実施しており、解体後は借地を所有者へ返還する。中津川地区においては、県道法面の崩落箇所における復旧工事が進んでいるが、未だに路線バスが運休しているため、買い物や通院などの移動支援として送迎サービスを行っている。総合支所3階では、高齢者の閉じこもり予防と健康づくりを目的とする「とちの木カフェ」を委託事業にて継続している。総合支所1階に移転した大滝国保診療所が4月から診療を開始し、さらにワンストップでの公共サービスの提供が進んだ。引き続き、住民ニーズの把握に努め、安心安全に暮らせるよう地域に密着したサービスの提供を行っている。

### 2 地域振興課

#### (1) 組織について

地域振興課は、課長以下8人、会計年度任用職員1人（地域おこし協力隊）が配置されている。

#### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

地籍調査の継続と栃本遊歩道改修工事、大滝温泉遊湯館岩風呂天井改修工事、森林管理道杉ノ峠線改良工事等を行っている。また、国土交通省の「令和6年度先導的官民連携支援事業補助金（補助率100%）の採択を受け「大滝地域における観光・地域生活・物流拠点再整備運営事業調査業務委託」を実施しており、道の駅大滝温泉を拠点とした観光施設と物流サービス拠点を併設し、市営三峰駐車場とも連携した大滝地域の回遊を促す一体的な管理運営を行う事業手法を検討している。「市民の方に満足いただけるサービス」の提供を目標に、現場主義の徹底と親切丁寧・適切・速やかな対応を心がけている。

## 【荒川総合支所】

### 1 市民福祉課

#### (1) 組織について

市民福祉課は、課長以下9人、会計年度任用職員1人が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

高齢化や少子化による人口減少と過疎化が進む中で、多様化する住民ニーズの把握に努め、「親切・丁寧・迅速に」を基本方針として業務の効率化と市民サービスの向上を図っている。地域住民や各種団体と連携協働して、高齢者や児童、生活困窮者等からの相談や要請に対する支援を行い、地域に密着した市民サービスを提供している。また、住民が安心安全に暮らしていける生活環境の維持に努めるとともに、地域住民の防災・防犯意識の向上を図っている。災害発生時に迅速な対応が行える体制を作っているほか、災害時の活動拠点としての総合支所機能の維持・管理に努めている。

## 2 地域振興課

(1) 組織について

地域振興課は、課長以下7人が配置されている。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

「ちちぶ荒川新そばまつり」を開催し、荒川地区の観光資源である「しだれ桜」と「そば」を軸に観光客の満足度を向上させ、地域の活性化にもつなげている。また、市道整備事業では、住民からの苦情・要望をもとに整備や補修を行っている。総合支所として、多岐にわたり地域住民に密着した行政サービスを提供している。

## 【市立病院】

(1) 組織及び分掌事務について

市立病院の組織は、診療情報管理室、地域医療連携室、システム管理室、臨床研修管理室、人工透析室、救急医療対策室、内科部、外科部、整形外科部、泌尿器科部、脳神経外科部、小児科部、麻酔科部、循環器内科部、消化器内科部、放射線科、臨床検査科、臨床工学科、リハビリテーション科、薬剤科、栄養科、看護部、事務局となっている。

令和6年10月1日現在、医師20人、臨床工学技士3人、診療放射線技師6人、臨床検査技師8人、理学療法士6人、作業療法士2人、言語聴覚士1人、薬剤師6人、管理栄養士3人、看護師106人、助産師1人、介護福祉士3人、診療情報管理士3人、事務職員は地域医療連携室4人、システム管理室1人、事務局は管理課・医事課の2課で、事務局長以下12人の合計185人が配置されている。また、非常勤医師43人、会計年度任用職員47人が勤務している。その他、地域医療対策課から臨床研修管理室職員として1人が兼職として配置されている。

管理課の主な分掌事務は、人事に関する事、予算及び決算に関する事、病院の施設及び設備の維持管理に関する事、備品類の管理、物品及び材料の購入に関する事である。医事課の主な分掌事務は、患者の受付事務、入院及び退院事務に関する事、患者の診療報酬等の調定、請求及び滞納整理に関する事である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

前年度同時期と比較すると、収益については医業収益が 70,355 千円減少し、医業外収益が 42,609 千円増加している。費用については医業費用が 7,471 千円、医業外費用が 124 千円それぞれ減少している。

秩父地域における産科医不足の問題に対する取組として、引き続き市内産院へ助産師 1 名を派遣している。また、新型コロナウイルス感染症対策として、入院患者との面会を制限していたが、令和 6 年 10 月 1 日から地域の感染状況を見ながら、家族に限り面会制限を緩和している。

【大滝国民健康保険診療所】

(1) 組織及び所掌事務について

大滝国民健康保険診療所は、所長 1 人、診療放射線技師 1 人、事務局長以下 2 人、会計年度任用職員 5 人（うち 2 人は看護師、2 人は医療事務、1 人は運転手）が配置されている。

分掌業務は、内科・歯科診療、健康診断、健康相談、調剤、在宅療養指導、予防医療などである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

昨年度末に大滝総合支所内への移転が完了し、今年度 4 月から新施設での診療を開始した。移転したことで支所内の各施設が利用しやすくなり、利便性の向上につながっている。また、Society5.0 事業の取組として、市立病院の管理栄養士による栄養指導をオンラインで行っている。歯科診療については、明海大学及び秩父郡市歯科医師会と業務委託契約を締結している。地域における唯一の医療機関として、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、環境や医療機器の整備、送迎車の運行等を継続して行っている。

【教育委員会】

1 教育総務課

(1) 組織及び分掌事務について

教育総務課は、課長以下 9 人、会計年度任用職員 3 人が配置されている。

分掌事務は、教育委員会運営事業に関すること、PTA 活動推進事業に関すること、学校管理運営事業に関すること、人権教育事業の推進及び連絡調整に関すること、小中学校施設維持管理事業に関すること、小中学校建設事業に関することである。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度、職員による運行となっている大滝地区を対象とするスクールバスについて、来年度以降は業者委託できるよう、プロポーザル方式による業者選定を実施している。今年

度は、南小学校校舎大規模改造工事を行ったほか、来年度以降に予定している原谷小学校校舎・体育館等大規模改造工事及び尾田蒔中学校体育館大規模改造工事に向けた設計業務を実施した。国庫補助金等を有効に活用しながら計画的な施設改造工事を実施し、児童生徒の健康に配慮した快適な学習環境づくり、安全・安心な学校施設整備を行っている。

## 2 学校教育課

### (1) 組織及び分掌事務について

学校教育課は、次長職 1 人、課長以下 13 人（うち 7 人は教育研究所兼職）、幼稚園には 2 人、会計年度任用職員 175 人（うち 94 人は学童保育室指導員等、34 人は教員業務支援員、15 人は学習指導員、24 人は特別支援教育補助員、5 人は複式解消非常勤教諭、1 人は GIGA スクールサポーター、2 人は幼稚園園長等）が配置されている。

分掌事務は、放課後児童対策事業に関する事、教職員人事・学事事務に関する事、学校教育推進事業に関する事、学校教育振興事務事業に関する事、小学校教育振興事業に関する事、小学校就学援助事業に関する事、中学校教育振興事業に関する事、中学校就学援助事業に関する事、公立幼稚園管理運営事業に関する事、奨学金事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

学習指導及び生徒指導に関しては、学校訪問等を行い幼稚園、小学校、中学校と連携して推進している。また、今年度も経済的負担の軽減及び所得格差の是正を図るため、令和 7 年度入学児童の保護者に対して、小学校入学準備品購入補助金を交付している。学童保育室については、入室希望児童が増加しているが、待機児童が発生しないよう民間学童施設と連携して取り組んでいる。

## 3 保健給食課

### (1) 組織及び分掌事務について

保健給食課は、課長以下 6 人、会計年度任用職員 2 人が配置されている。また、共同調理場は 5 箇所設置されており、職員 2 人が配置されている。

分掌事務は、学校給食管理運営事業に関する事、学校保健衛生事業に関する事、学校災害保険事業に関する事、子育て学校給食支援事業に関する事である。

### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

今年度も、長引く物価高騰対策として小中学校に在籍している児童生徒を持つ全ての保護者に対し、学校給食費の一部を助成する「子育て学校給食支援事業（給食費補助事業）」（補助率を 55%に拡充）を実施し、経済的負担の軽減を図っている。また、各調理場の円滑な運営及び適正な管理を行い、市内 5 箇所の共同調理場から小学校 13 校、中学校 8 校、幼稚園 1 園に給食を提供している。

#### 4 文化財保護課

##### (1) 組織及び分掌事務について

文化財保護課は、課長以下5人、荒川歴史民俗資料館に1人、会計年度任用職員1人が配置されている。

分掌事務は、文化財保護保存事業に関すること、文化財調査事業に関すること、文化財普及事業に関すること、資料館運営事業に関することである。

##### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

文化財の維持管理、保存・継承をするとともに、市内に現在する歴史的・文化的物件の登録や調査研究を行っている。また、文化財教室などの普及事業や文化財の周知、情報提供も行い、文化財への理解と関心を持ってもらうよう努めている。県指定有形文化財である「秩父神社社殿」の7カ年計画での彫刻等の修理工事に対しては、最終年の今年度も県とともに補助金を交付し援助している。そのほか、国庫補助金を受けて、重要有形民俗文化財「秩父祭屋台6基」の修理を行っており、今年度は中近笠鉾の屋根漆保存修理・中町屋台の梃子棒の復元新調・下郷笠鉾の車輪保存修理を実施している。

#### 5 教育研究所

##### (1) 組織及び分掌事務について

教育研究所は、所長以下8人（うち7人は学校教育課兼職）、会計年度任用職員14人（うち6人は教育相談室の教育相談員、8人は各中学校のさわやか相談員）が配置されている。

分掌事務は、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること、教育関係職員の研修に関すること、教育相談に関すること、教育に関する資料の収集及び提供に関すること、その他教育の充実と振興を図るために必要な事項である。

##### (2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

地域教育力活用モデル事業において、令和7年度に秩父ミュージックパークを主会場として開催される「全国植樹祭」に向けて「緑の少年団活動助成」を行い、市内小中学校で緑化教育活動の推進を図っている。また、コーディネーターと学習支援員による「英検ナイトスクール～夜勉～」を開講し、参加者が歴史文化伝承館を準会場とする英検を受験できるよう計画するなど、英語学習への意欲向上を図った。教育相談事業では、教育相談員やさわやか相談員を配置しているほか、臨床心理士によるカウンセリングや「いじめ・不登校対策推進委員会」による研修などを実施し、不登校対策を推進している。

#### 【議会事務局】

##### (1) 組織及び分掌事務について

議会事務局は、事務局長以下5人が配置されている。

分掌事務は、議員の身分、諸届、諸給与及び出張に関する事、儀式及び交際に関する事、各種資料の収集、作成及び統計に関する事、本会議、委員会及び公聴会に関する事、議事日程及び諸報告に関する事、議案、請願及び陳情に関する事等の議会管理運営事務に関する事である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

二元代表制の一翼を担う議会の重要な役割を果たすため、適正で円滑な会議の運営に努めている。また、「開かれた議会」の更なる推進に向け、本会議のインターネット中継及び会議録の迅速な公開に努め、市民の議会への関心を高める努力を行っている。今年度は、2年に1度の決算審査特別委員会に関する業務も行った。

政務活動費については、事務局職員から交付状況等を聴取するとともに、関係書類等を検査した結果、秩父市議会政務活動費の交付に関する条例及び同規則に基づき、適正に処理されていると認められた。

**【監査事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会・固定資産評価審査委員会】**

(1) 組織及び所掌事務について

監査事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会及び固定資産評価審査委員会として、事務局長以下5人の職員を配置し、事務を併任している。また、選挙管理委員会事務局には、市民課及び各総合支所市民福祉課に合わせて37人の併任職員が配置されている。

監査事務局は監査委員の職務を補助する事務、選挙管理委員会事務局は選挙に関する事務、公平委員会は職員に対する不利益処分等の審査等に関する事務、固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定に関する事務を所掌している。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

監査事務局では、決算審査、定期監査、例月出納検査及び工事監査、財政援助団体等への監査を実施している。選挙管理委員会では、定例会（3、6、9、12月）、選挙人名簿の整理、在外選挙人名簿の整理等を実施している。10月27日には衆議院議員総選挙が無事に執行された。

**【農業委員会】**

(1) 組織及び所掌事務について

農業委員会事務局は、事務局長以下4人が配置されている。その他、農業政策課及び各総合支所地域振興課に合わせて8人の併任職員が配置されている。

分掌事務は、農業委員会の会議に関する事、農地法による申請、調査、小作契約等に関する事、農地利用適正化推進及び農地利用状況調査に関する事、農家台帳の保管に関する事、独立行政法人農業者年金基金からの委託業務に関する事等の農業委員会運



営事務である。

(2) 予算の執行状況及び事務事業等について

予算執行については適正に処理され、事務処理においても適正に処理されていた。

農地利用最適化の推進活動として、農地利用の集積・集約化、新規就農者参入の促進等を図っている。また、タブレットを用いた農地利用状況調査（農地パトロール）で、年1回管内の全農地について調査を行い、利用状況確認や遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見に努めている。遊休農地の農地利用意向調査を行っているほか、農業委員会定例総会で農地転用の許可申請や非農地判断等の審議を行っている。市民からの農地取得や転用に関する相談にも対応している。

## 定期監査対象課所（前期）

前期監査実施日（書類調査） 令和6年10月4日～令和6年11月19日

部 局 名	課 所 名	ヒアリング実施日
大滝総合支所	1 市民福祉課 2 地域振興課	令和6年10月18日
議 会	議 会 事 務 局 (政務活動費監査を含む)	
総合政策部	1 総合政策課 2 改革推進課 3 秘書課 4 広報広聴課	令和6年11月 1日
総 務 部	1 総務課 2 人事課 3 危機管理課 4 情報政策課 5 工事検査課	
大滝国民健康 保 険 診 療 所	大滝国民健康保険診療所事務局	
農 林 部	1 農業政策課 2 森づくり課 3 全国植樹祭準備室	
農業委員会	農業委員会事務局	令和6年11月15日
吉田総合支所	1 市民福祉課 2 地域振興課	令和6年11月18日
会 計 課	会 計 課	
市 立 病 院	1 管理課 2 医 事 課	
行 政 委 員 会	1 選挙管理委員会事務局 2 公平委員会 3 固定資産評価審査委員会	
環 境 部	1 環境課 2 生活衛生課 3 下水道センター 4 聖地公園管理事務所	令和6年11月19日
福 祉 部	1 社会福祉課 2 障がい者福祉課 3 高齢者介護課 4 子育て支援課 5 秩父地域包括支援センター 6 保育こども課 7 こども家庭センター	
荒川総合支所	1 市民福祉課 2 地域振興課	

## 定期監査対象課所（後期）

後期監査実施日（書類調査） 令和6年11月8日～令和7年1月24日

部 局 名	課 所 名	ヒアリング実施日
保 健 医 療 部	1 地 域 医 療 対 策 課 2 保 険 年 金 課 3 保 健 セ ン タ ー 4 市 立 病 院 建 設 準 備 室	令和6年12月19日
環 境 部	下 水 道 課	令和6年12月25日
教 育 委 員 会	1 教 育 総 務 課 2 学 校 教 育 課 3 保 健 給 食 課 4 文 化 財 保 護 課 5 教 育 研 究 所	令和6年12月26日
市 民 部	1 市 民 課 2 パ ス ポ ー ト セ ン タ ー 3 市 民 生 活 課 4 消 費 生 活 セ ン タ ー 5 市 民 ス ポ ー ツ 課 6 生 涯 学 習 課 7 秩 父 宮 記 念 市 民 会 館 8 図 書 館	令和7年 1月 8日
産 業 観 光 部	1 産 業 支 援 課 2 先 端 技 術 推 進 課 3 観 光 課	令和7年 1月16日
地 域 整 備 部	1 道 路 管 理 課 2 用 地 課 3 道 路 維 持 課 4 道 づ く り 課 5 ま ち づ く り 公 園 課 6 建 築 住 宅 課	令和7年 1月20日
財 務 部	1 財 政 課 2 F M 推 進 課 3 管 財 課 4 市 民 税 課 5 資 産 税 課 6 納 税 課 7 契 約 課	令和7年 1月21日
財 政 援 助 団 体	秩父市シルバー人材センター運営費補助金	令和7年 1月24日

## 【財政援助団体等監査】

### 1 監査の対象

○公益社団法人秩父市シルバー人材センター運営費補助金（所管：高齢者介護課）

公益社団法人秩父市シルバー人材センターに対する財政的援助に係る出納及び関連する事務等について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したところである。

(1) 秩父市シルバー人材センター運営費補助金 20,938,000円（令和5年度）

(2) 秩父市シルバー人材センター運営費補助金 20,938,000円（令和6年度）

### 2 監査実施日

令和7年1月24日(金)

### 3 監査実施場所

福祉女性会館 会議室（秩父市野坂町）

### 4 監査の方針

補助金に関する事務手続きが適正に行われているかについて、監査を実施することとした。

### 5 監査の方法

当該補助金の交付事務手続き及び秩父市シルバー人材センターの事務の執行について、提出された資料、出納関係帳票、その他関係書類の調査、質問等により監査を実施した。

### 6 監査の結果等

#### (1) 秩父市シルバー人材センターの概要

##### ア目的

社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

##### イ組織

本 部：所在地 埼玉県秩父市野坂町1丁目13番14号

役 員：理事 5名以上16名以内

監事 2名以内

理事のうち理事長1名、副理事長1名、専務理事1名が置かれている。

会員数：男性473名 女性246名 計719名（令和6年3月31日現在）

## ウ事業

以下の事業を行っている。

- (ア) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供
- (イ) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働派遣事業を行うこと
- (ウ) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (エ) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (オ) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (カ) その他センターの目的を達成するために必要な事業

## (2) 監査の結果

提出を求めた資料の確認を行うとともに関係職員から説明を聴取し、審査した結果、上記の補助金に係る出納及び関連する事務は、適正に処理されていると認められた。

## 【工事監査】

### 1 工事監査の目的

公共工事の品質確保・向上を図るとともに、職員の技術向上に寄与する。

### 2 監査対象工事

旧小倉沢小中学校・旧消防団〇A-2-2（小倉沢）詰所解体工事

### 3 監査実施日

令和6年10月21日（月）

### 4 工事担当部署

大滝総合支所 市民福祉課  
総務部 危機管理課

### 5 技術調査実施技術士（委託）

公益社団法人 大阪技術振興協会 谷口 充良 技術士

### 6 監査の方法

監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、関係書類の調査、職員からの意見聴取及び工事現場の視察等、調査を行った。

### 7 監査の結果

別添の「工事の技術調査報告書」のとおり

令和7年1月29日

## 工事の技術調査報告書

工事名

旧小倉沢小中学校・旧消防団 0A-2-2  
(小倉沢) 詰所解体工事

受託者 公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士 (建設部門) 登録番号 : 83594 号

氏名 谷 口 充 良





# 目 次

I. 目的	…1
II. 調査概要	…2
1. 組織	…2
2. 工事概要	…2
III. 調査結果	…4
1. 総括的所見	…4
2. 個別的所見	…5
1) 書類調査における所見	…5
(1) 工事着手前における書類調査	…5
① 計画・設計に関する書類について	
② 積算に関する書類について	
③ 入札・契約に関する書類について	
(2) 工事着手後における書類調査	…7
① 施工に関する書類について	
② 工事監理に関する書類について	
③ 試験・検査等に関する書類について	
2) 現場視察調査における所見	…9
(1) 工事看板、安全対策等	
(2) 現場施工状況について	
3) 今後の工事での要望	
3. その他の所見	…10
1) 維持管理計画について	…10

## I. 目的

今回の監査対象である旧小倉沢小中学校の沿革は、1935年に解説された「秩父学園」にまで遡る。1948年に大滝村立小倉沢小中学校として独立し、鉾山盛況時には児童生徒数が400人を超えていた。しかし、秩父鉾山の衰退に伴い児童数が減少し、1984年度に閉校した。その後、学校は長らく廃校として管理されていたが、老朽化が進んだため、崩壊リスクの回避を目的に秩父市が解体工事を計画。2024年4月に解体工事の予算が確保され、当該の解体工事に至っている。旧消防団0A-2-2（小倉沢）詰所（正式名称：秩父市消防団大滝荒川方面隊第2部隊第2分隊詰所）も老朽化と使用率低下のため解体することとなり、近傍であることから同時期に解体工事を実施することとなった。

当技術調査は施設の解体工事に対する計画・設計・積算・入札経過並びに施工プロセス、工事監理などに関して、その合理性・経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うものである。その結果を今後のプロジェクトに反映していただければ幸いである。

## II. 調査概要

### 1. 組織

#### 1) 監査委員

- (1) 代表監査委員（識見）：阪本 昇寿
- (2) 監査委員（議選）：高野 宏

#### 2) 秩父市

##### (1) 大滝総合支所市民福祉課

- ① 課長：浅香 純也
- ② 主席主幹：宮田 栄信

##### (2) 危機管理課

- ① 課長：強谷 佳宏
- ② 主査：高橋 洋一

##### (3) 建築住宅課

- ① 課長：大野 真吾
- ② 主幹：根岸 誠

##### (4) 工事検査課

- ① 課長：齊藤 昌巳

##### (5) 契約課

- ① 課長：浅香 恵里子
- ② 主幹：井上 貴裕

##### (6) 監査事務局

- ① 事務局長：溝口 和美
- ② 主幹：大沢 恵子

#### 3) 三国建設株式会社

- (1) 現場代理人：新井 宏武
- (2) 工事部主任：寫田 猛

### 2. 工事概要

1) 工事件名 旧小倉沢小中学校・旧消防団 0A-2-2（小倉沢）詰所解体工事

2) 工事場所 秩父市中津川 5 2 2 番地 1、5 2 2 番地 3

3) 工事種別 解体工事

#### 4) 計画概要

##### (1) 施設概要

A) 用途地域：無し（都市計画区域外）

##### (2) 建物概要

① 旧小倉沢小中学校

A) 敷地面積：4,696.89 m<sup>2</sup>

- B) 建設年：昭和 27 年（別棟増築最終年）
- C) 棟別構造規模／延床面積
  - (A) 校舎棟 1：木造 2 階建／1,066.10 m<sup>2</sup>
  - (B) 校舎棟 2：木造平屋建一部鉄骨造／348.19 m<sup>2</sup>
  - (C) 校舎棟 3：木造 2 階建一部鉄骨造／288.36 m<sup>2</sup>
  - (D) 屋内運動場棟：鉄筋コンクリート造及び木造 2 階建／460.60 m<sup>2</sup>
  - (E) 給食室棟：木造平屋建一部鉄骨造／95.14 m<sup>2</sup>
  - (F) 用務員室棟（半壊）：木造平屋建／100.90 m<sup>2</sup>
  - (G) 便所棟：木造平屋建一部鉄骨造／40.18 m<sup>2</sup>
  - (H) 実習室棟：木造平屋建／106.99 m<sup>2</sup>
  - (I) 倉庫棟：木造平屋建／13.24 m<sup>2</sup>
  - (J) 合計延床面積：2,519.70 m<sup>2</sup>
- ② 旧消防団 0A-2-2（小倉沢）詰所：木造平屋建／48.44 m<sup>2</sup>
- 5) 入札
  - (1) 入札方式：制限付き一般競争入札
  - (2) 開札日：令和 6 年 7 月 30 日
- 6) 工事請負者
  - 代表者の住所：秩父市上影森 8 4 - 1
  - 名称：三国建設株式会社
  - 代表者：代表取締役 千島 宏喜
- 7) 契約工期：令和 6 年 8 月 8 日～令和 6 年 12 月 27 日
- 8) 事業費
  - (1) 事業予算とその財源
    - ① 総事業費：70,000,000 円(税込)
    - ② 財源内訳
      - A) 交付金：該当なし
      - B) 起債：該当なし
      - C) 一般会計：市単費：70,000,000 円
  - (2) 工事金額
    - A) 入札書比較価格：62,890,000 円(税抜き)
    - B) 最低制限価格：49,480,000 円(税抜き)
    - C) 落札金額：57,100,000 円(税抜き)
    - D) 落札率：90.79%
- 9) 契約日：令和 6 年 8 月 8 日
- 10) 履行保証：契約保証保険に加入
- 11) 工事進捗率：20%（令和 6 年 10 月 21 日時点）

### III. 調査結果

#### 1. 総括的所見

旧小倉沢小中学校の前身は、1935年5月15日に柳瀬貞三氏が開設した「秩父学園」である。その後、1948年4月1日に大滝村立小倉沢小中学校として独立した。しかし、秩父鉱山の衰退に伴い児童数が減少し、1985年3月31日に閉校した。令和4年に鉱山事業が終了し、小倉沢地区に居住者はいなくなったものの、鉱山事業跡地整理のため勤務者は残っている。その後、学校は長らく廃校として管理されていたが、老朽化が進んだことと、当該施設への不法侵入などが確認できたことなどから、崩壊リスクの回避を目的に秩父市が解体工事を計画。2024年4月に解体工事の予算が確保され、当該の解体工事に至っていた。旧消防団0A-2-2（小倉沢）詰所も老朽化と使用率低下のため解体することとなり、近傍であることから同時期に解体工事を実施することとなった。2025年までの工事完了を目指している。土地の所有者が株式会社ニッチツである。閉校後は施設を管理する秩父市から株式会社ニッチツに、資材の仮置場として建物を貸与していた。なお、旧大滝村は平成17年に近隣3市町村との新設合併により現在の秩父市の区域の一部となっている。

旧小倉沢小中学校解体工事の設計業務は、指名競争入札により設計者を選定した。設計者は設計と積算を担当していた。工事施工者選定は、制限付き一般競争入札により施工者を選定した。

設計業務は、令和3年7月16日に着手し、令和4年2月18日に完了していた。当初は設計業務完了後に解体工事に着手する予定であったが、令和4年9月13日に発生した県道中津川三峰口停車場線の土砂崩落により、令和5年8月1日までの間、現場への進入経路が全面通行止めとなり、解体工事の着手を遅らせざるを得なくなり、令和6年8月8日の着工となっていた。

周辺地域への周知について、小倉沢地区に居住者が居ないため、交通の安全に必要な標識等の設置を実施していた。

以上、施設の事業計画は現在まで順調に推移している。

積算に関して、公的な積算資料に基づいて正確に積算し、単価も各種単価、各業者の見積りを比較している。積算は設計者が数量表及び見積比較表を作成し、建築住宅課が内容を確認していた。

契約に関して、法に則り適切に執り行われている。

設計業務に関して、経済性、自然環境への配慮、災害対策などに配慮した内容となっている。

工事監理は、大滝総合支所市民福祉課による直営により実施している。

解体工事施工に関して、各工事とも事前に施工計画書を作成、各業種連携のもと、忠実に施工を行っており現在までのところ大きな問題はない。

安全管理については、施工者が適正に管理しており、着工から現在までのところ建

築工事における事故はない。今後も、綿密な安全計画を立案し、無事故での全工事完了をお願いしたい。

工事工程は、アスベスト含有材料の分析結果の遅れにより着手が滞ったものの、マスター工程との開きを是正しつつあり、当初の完了予定期日を目指している。

試験・検査については、工事監理者を中心に的確な対応が行われており、ここまでのところ問題となる項目はない。

## 2. 個別的所見

### 1) 書類調査における所見

設計図書、積算設計書、入札・契約関連書類、工事関連書類などについて調査をした結果、一連の書類は必要かつ十分であり、よく整理・保存されている。調査の方法は、こちらで準備した各項目の質疑書に基づき書類等の提出を求める方法で行った。その結果、的確に書類の提示が行われ、疑問点の質問に関しても担当者よりの的確な回答を得た。

以下、主だった調査の結果を記述する。

#### (1) 工事着手前における書類調査

##### ① 計画・設計に関する書類について

本工事の設計は、建築基準法をはじめ関連法規ならびに各種設計基準に則り設計されている。設計は委託先の設計者が担当した。一級建築士の資格者であることを、書面にて確認した。

#### A) 事前調査及び事前協議に関して

(A) 土壌汚染対策法に関して、①掘削、盛土を行う面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の場合及び②有害物質特定施設が現に設置されている若しくは設置されていた工場等の敷地にあつては 900 m<sup>2</sup>以上の場合に対象となる。当該敷地は、②の有害物質の製造、使用、又は処理を行う施設ではなく、①の面積要件に関しては盛土及び掘削部分を合計した面積が対象となるが、建物全体の建築面積 1,414.30 m<sup>2</sup>に、仮設斜路面積 124 m<sup>2</sup>を加えた 1,538 m<sup>2</sup>が 3,000 m<sup>2</sup>未満であることから、土壌汚染対策法の届出を要しない規模であるとの回答を得た。

(B) 埋蔵文化財調査について、埋蔵文化財包蔵地ではないことを確認した。

(C) 土地の所有権に関して、株式会社ニッチツの所有であることを、令和 6 年度固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）により確認した。旧小倉沢小中学校敷地の登記地目は山林であった。旧消防団 0A-2-2（小倉沢）詰所敷地の登記地目も山林である。

#### B) 解体設計

(A) 既存施設の竣工が古く、詳細な図面が残っていなかったため、設計者が現地調査を実施し、既存施設の復元図を作成していた。

- (B) 既存の石垣は存置する計画としていた。
- (C) アスベスト含有材料に関して、設計業務の一環として可能性のある材料の検体採取を行い分析した結果、旧小倉沢小中学校の給食室天井のボード及びトイレの臭突並びに渡り廊下の屋根材、旧消防団 0A2-2 詰所の内壁に、アスベストの含有が確認できていた。全てレベル3であった。令和3年9月の分析結果報告書にて確認した。インターネット上にある石綿事前調査結果報告システムにより新規申請を行い、登録が正常に完了したことも併せて確認した。
- (D) PCB含有材料に関して、設計業務の一環として含有の可能性のある照明安定器の確認を実施し、PCB含有が無いことが確認できていた。書面にて確認した。
- (E) 周辺地域への周知について、小倉沢地区の居住者は平成10年代中頃に居なくなっており、周知する必要はなかった。

以上、解体設計に関して、適法性、環境対策、安全性、経済性等に配慮した設計となっている。

## ② 積算に関する書類について

積算については、公共建築工事積算基準、工事歩掛要覧、建設工事標準歩掛等に則り、適切に実施されていた。積算基準は、国土交通省と埼玉県の基準としていた。数量の確認は建築住宅課が行い、その数量を基に基準単価を入力し、内訳書に仕上げていた。RIBC等の専用ソフトは使用していなかった。単価の無いものは、全て3者見積を取っていた。

- A) 当初、積算を行った時期は、令和4年2月であった。
- B) 令和4年9月13日に発生した土砂崩れにより着工が遅れ、積算が年度またぎになった。それにより単価の見直しが発生したが、再度の見積の取り直しはせず、相場から判断したコストアップを見込んでいた。
- C) 建築工事費

以下に解体工事費を単価で表示しコメントを述べる。

単位：円/坪 < >内は円/m<sup>2</sup>を示す。

(解体床面積=776.88坪<2,568.14m<sup>2</sup>>)

- (A) 純工事費： 70,242<21,248>
- (B) 経費合計： 10,716<3,241> (純工事費の15.2%)
- (C) 建築工事計： 80,958<24,490>

経費率(経費合計/純工事費)を算出してみたところ15.2%となっていた。なお、純工事費は共通仮設費と直接工事費の合計とし、経費合計は現場管理費と一般管理費の合計としている。なお、共通仮設費率の算定に用いる工期は4.7カ月としている。

以上、積算に関する手続き、執行について特に大きな問題となるところはない。

③ 入札・契約に関する書類について

- A) 設計者は、指名競争入札により選定した。予定価格は 4,834,500 円（税込）で、事後公表であった。最低落札価格の設定があった。6 者が入札参加し、1 回の入札で落札が決まった。落札価格は 4,785,000 円（税込）であった。
- B) 工事施工者選定は、制限付き一般競争入札により令和 6 年 7 月 5 日に公告、7 月 30 日に開札し、施工者が選定された。予定価格は 69,179,000 円（税込）で、事後公表であった。最低落札価格の設定があった。3 者が入札参加し、1 者が入札、2 者は辞退し、1 回の入札で落札が決まった。落札価格は 62,810,000 円（税込）であった。落札率は 90.79%。
- C) 工事請負契約書は適正に交わされている。契約書を確認した。
- D) 工事請負契約書に、物価変動に伴うスライド条項があるが、行使はされていなかった。
- E) 契約保証については、「履行保証証券」の閲覧によりそれを確認した。
- F) 前払金があり、前払金保証について「前払金保証証券」の閲覧によりそれを確認した。

以上、入札、契約に関する手続き、執行について特に大きな問題となるところはない。

(2) 工事着手後における書類調査

① 施工に関する書類について

- A) 施工管理
  - (A) 資格・登録について、工事施工者の建設業許可証、監理技術者、主任技術者の公的な資格は、資格者証、講習修了証を調査の結果問題はない。書面にて確認した。
  - (B) 各種工事施工計画書、安全衛生管理計画書などは、公的な仕様書に準拠して的確に作成されている。
  - (C) 施工体制台帳の作成、内容に問題はない。
  - (D) 施工報告書、工事記録写真は、適宜適切に作成、保管されている。
  - (E) 工事の時間帯は、8 時から 17 時としていた。原則、土曜日と日曜日の週休二日制としており、祝祭日は休日ではなかった。
- B) 品質管理
  - (A) 建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築物除却届を書面にて確認した。旧小倉沢小中学校及び旧消防団 0A2-2 詰所共に令和 6 年 9 月 13 日に、埼玉県知事宛で施工者から届出がなされていた。
  - (B) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（通称、建設リサイクル法と称す。）第 11 条の規定による通知書を書面にて確認した。旧小倉沢小中学校・



旧消防団 0A2-2 詰所解体工事の名称で、令和 6 年 9 月 10 日に、埼玉県熊谷建築安全センター所長宛で、工事発注者である秩父市長から提出されていた。

- (C) 建設廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分については、建設廃棄物処理委託契約書を確認した。
- (D) 産業廃棄物処理（マニフェスト伝票）一覧表を確認した。適切に管理されている。

C) 安全管理

安全管理について調査した主な内容を以下に示す。

- (A) 安全パトロールは、月に 1 回実施している。施工者の部長職の者がパトロールを実施していた。安全パトロール点検表の書面を確認した。
- (B) KY 活動（危険予知活動の事）に関する書類を確認した。
- (C) 周辺地域に居住者はおらず、近隣対策の必要がないことを確認した。
- (D) 安全対策という観点で、足場の有無を確認したところ、解体重機による解体工事であるため、仮設計画書はなく、労働基準監督署への届出も不要であることを確認した。
- (E) 工事車両について、前面道路に車両規制はなかった。道路使用許可及び道路占用許可の必要性もないことを併せて確認した。
- (F) 産業廃棄物の排出にあたり、過積載にならないよう対策を講じていた。出荷時に目視確認した上で、運搬業者により車載重量を記録するシステムを採用していた。工事完了時に書類提出する予定であった。
- (G) 新規入場者には、全員入所時教育を実施しており、新規入場者確認票を提出させている。18 歳未満の未成年の作業員の入場には親の承諾を確認するルールであった。16 歳と 17 歳の解体工事補助作業員の入所を確認した。未成年には高所作業等の危険作業を禁じるルールを設けていた。
- (H) 着工から現在までのところ、工事における事故は発生していない。また、コロナなどの感染症の集団感染や熱中症も発生していなかった。くれぐれも安全第一で、無事故にて工事完了を迎えて頂きたい。

D) 工程管理

- (A) 工程に関して、現状の出来高は 20%（令和 6 年 10 月 21 日時点）であった。アスベスト含有材料の検査結果が遅れたことで、本格的な工事着手が遅れたものの、今のところ、工事完了期日を守れる予定である。
- (B) 令和 6 年 8 月 8 日に着工し、9 月上旬までに準備工事、9 月中旬に旧消防団 0A2-2 詰所の解体工事、9 月下旬から 12 月上旬に旧小倉沢小中学校の解体工事を実施する予定であった。

以上、施工管理をはじめ各種管理は適切に行われている。

② 工事監理に関する書類について

- (A) 工事監理は、大滝総合支所市民福祉課による直営により、重点監理方式で行われている。定例化された工事監理会議はなく、随時に現場で協議を行っていた。議事録により確認した。
- (B) 工事監理に関する業務計画はなかった。
- (C) 現場打合せ議事録、工事履行報告書、週間工程表を書面にて確認した。
- (D) 材料承諾書を書面にて確認した。

以上、工事監理は適切に行われている。

③ 試験・検査等に関する書類について

- A) 試験・検査等に関する書類はなかった。

2) 現場視察調査における所見

現場視察は、工事は順調に推移しており、安全対策、出来高とも、特に大きな問題はなかった。以下に主な調査結果を記述する。

(1) 工事看板、安全対策等

- ① 工事看板、施工業者の資格、労災保険加入証は見やすいところに適切に掲げられている。
- ② アスベスト含有材料の処分があることから、工事看板と共にアスベスト含有に関する表示板が掲示されていた。
- ③ 場内の整理整頓、鉄板敷きなどの安全性にも問題はない。調査の結果、現時点での安全上の問題はなかった。

(2) 現場施工状況について

- ① 建物内部の施工状況
  - A) 建物内部の施工状況は、外部から目視にて確認した。主要構造部を除く内部仕上及び什器類が撤去された状態であった。
- ② 建物外部の施工状況
  - A) 仮囲いについて、安全性に問題のある箇所は見られなかった。
  - B) 現場内外部はよく整理されていて、作業員の入退出ルート及び材料搬出入ルートに問題はなかった。

以上、屋内屋外共に、施工状況は全般的に良好で、特に指摘するような問題点はなかった。

3) 今後の工事での要望

以下に、特に留意して欲しい項目を述べる。

- (1) 前面道路から場内に至るルートに、建設年の不明な河川に架けられた橋梁があった。廃材の搬出のため、多数の運搬車両がこの橋梁を通行している状況であった。この橋梁の履歴は不明との事であったが、所有者は株式会社ニッチツであろうとの事であった。この橋梁は公共構造物であると考えられる。しかし、どの程度の荷重に耐えられる構造物か不明である。不慮の事故が発生する前の段階で、構造

検証によりこの橋梁の耐荷重を想定するなど、使用する上での裏付けを確認しておくことで、災害を未然に防ぐことができる可能性がある」と助言した。

- ① 今回の解体工事で存置となった敷地内の石垣について、構造物としての安全性に関する記録が無いのであれば、土地所有者の株式会社ニッチツに土地を返還する段階で、重要事項の一つとして伝達しておくことが重要であると助言した。

### 3. その他の所見

#### 1) 維持管理計画について

修繕・更新計画、LCC（ライフサイクルコスト）など、どの項目も建物を健全に維持・活用していく上で欠かせない。しかし、高度経済成長期以降に集中整備した公共施設等が今後一斉更新の時期を迎え、厳しい財政状況から、更新需要の全てに対応することは困難となっている。

前述の橋梁は、今後引き続き公共構造物として使用されるものであろう。今後、適切な維持管理計画が策定され、維持管理が計画的かつ着実に実行されることが望ましい。

優れた維持管理計画を実践し、優良な社会資本を確実に次世代へと伝えていくことも、忘れてはならない重要な項目である。

以上